

湯の丸高原風景地保護協定書

土地所有者小林康章（以下「甲」という。）、公園管理団体特定非営利活動法人浅間山麓国際自然学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の目的となる土地及び使用目的）

第2条 甲は、所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に無償で貸与するものとし、本協定に基づく乙による当該土地の使用を受忍するものとする。

（1）所在地 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字湯の丸山1053-40の一部

（2）地目 山林

（3）当該土地の範囲 （別図参照）

（4）当該土地の面積 120.29ha

2 乙は、当該土地を自然公園法（昭和32年法律161号）第43条に基づく風景地保護協定の目的となる土地として使用するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 当該協定の有効期間は、平成23年11月15日から平成43年11月14日までの20年間とする。ただし、当該期間の満了の1ヵ月前までに甲から乙に協定の更新をしない旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

（更新拒絶の要件）

第4条 前条の申出は、甲が当該土地の使用を必要とする事情その他正当な事由があると認められる場合でなければ、することができない。

（施設整備）

第5条 当該土地において、自然の風景地の管理に必要となる管理用通路、さく等の施設を設けるものとする。なお、整備する施設の内容、位置及び規模については、甲、乙の協議によるほか、関係行政機関及び関係団体との協議により決定する。

（自然の風景地の管理）

第6条 本協定の有効期間中、当該土地に係る自然の風景地及び生物多様性を良好な状態に保全するため、乙は以下の業務を行うものとする。

一 当該土地における自然の風景地及び生物多様性の保全上支障となっているズミ、カラマツ等の木竹の伐採又は整枝、ササの刈り払い、当該土地に生息する希少種のみヤマシロチョウ等の動物の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝、その他当該土地における自然の風景地及び生物多様性を保全するために必要なこと

二 前条に定める施設の維持又は修繕に関すること

三 当該土地内の堆積物の除去、清掃その他当該土地の清潔の保持に関すること

四 本条に定める業務の遂行に支障のない範囲で、甲の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること

(当該土地使用上の制限)

第7条 乙は、前条各号に掲げる業務の必要上行う最小限度の土地の形質の変更のほか、甲の承諾なしに当該土地の形質の変更を行うことはできない。

(禁止行為)

第8条 甲は、本協定の有効期間中は、乙の承諾がなければ次に掲げる行為であつて自然の風景地の保護上支障があるものをしてはならない。

- 一 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること
- 二 当該土地の形質の変更を行うこと
- 三 当該土地に物件の堆積を行うこと

(契約に違反した場合の措置)

第9条 甲、乙どちらかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(当該土地の返還)

第10条 甲は、本協定の有効期間中において正当な事由がない限り、乙に当該土地の使用の禁止を求め、又は本協定に抵触する使用権の行使を求めることができないものとする。

2 乙は、本協定の期間が満了し協定の更新がされなかったとき、又は本協定の解除が行われたときは、すみやかに当該土地を甲に返還しなければならない。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について約定する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めることとする。

平成23年11月15日

甲 住所 群馬県吾妻郡嬭恋村田代681

氏名 小林 康章

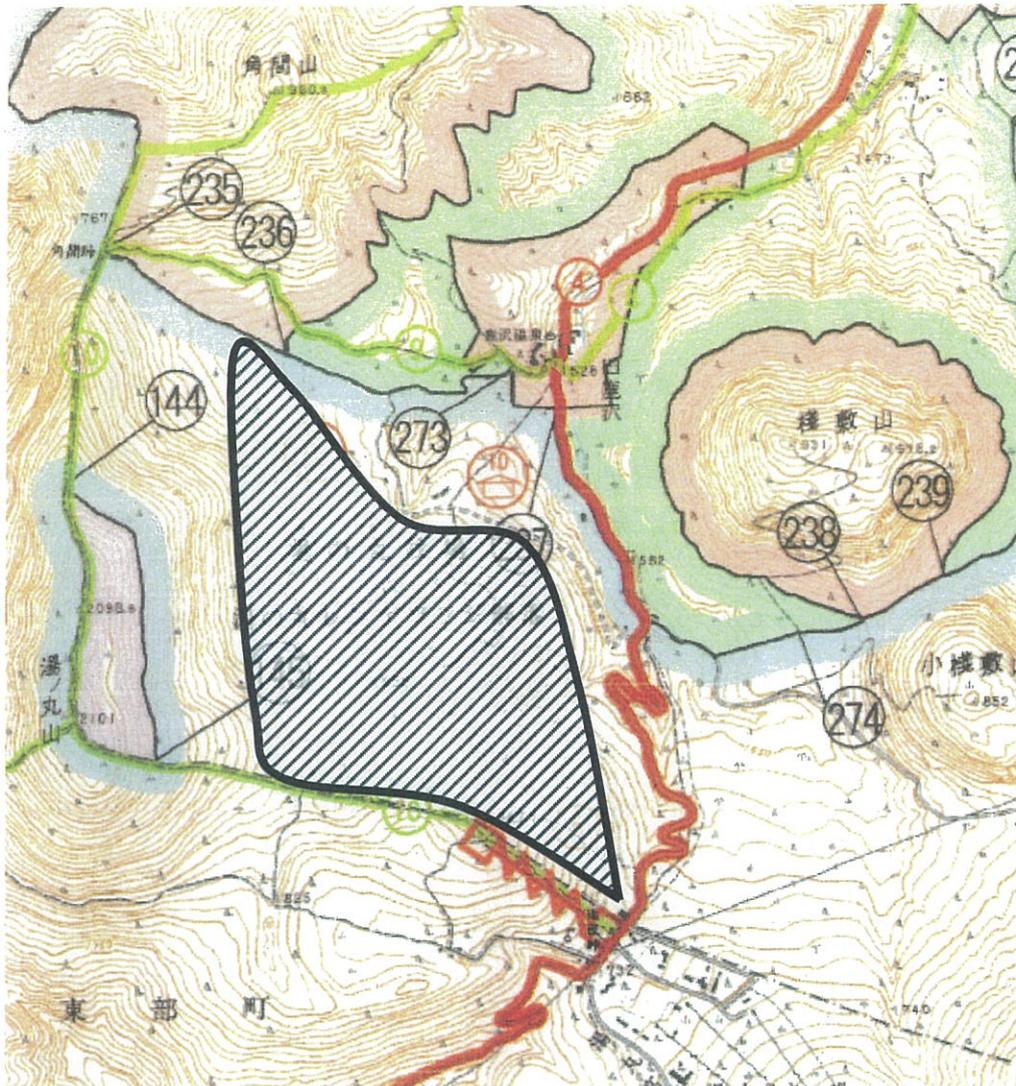
乙 住所 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹1053

氏名 特定非営利活動法人 浅間山麓国際自然学校

代表理事 橋詰 元良

上信越高原国立公園（浅間地域・湯の丸山）

風景地保護協定地 1 : 25,000



 協定地

規 制 計 画 凡 例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域